**使用機器管理費等に関する覚書**

     年     月     日付で締結した下記課題治験実施契約書（以下「原契約書」という。）について、第22条に基づき下記のとおり覚書を締結する。

記

1. 課題名（承認No,　　　　　　　      ）

1. 甲は、本治験の被験者に対して実施する陽電子放射型断層撮影（PET）コンピューター断層撮影（CT）の実施に伴う管理費用（初期費用含む）について、本覚書締結後30日以内に使用機器管理費を乙に納入しなければならない。
2. 2年目以降に発生する維持管理費については、年度毎に乙が発行する納入通知書により、乙が指定する期間内に納入しなければならない。
3. 画像複製、ファントムスキャン及びPET検査中止時については、下記単価表に基づき実施月の翌月以降に乙が発行する納入通知書により、乙が指定する期間内に納入しなければならない。
4. 使用機器管理費等　　　　　￥　単価表のとおり

使用機器管理費等単価表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本検査　 | 1. 1年目（管理費用/初期費用含む）
 | 60,000円 |
| 1. 2年目以降（維持管理費/年間）
 | 20,000円 |
| 消費税 | 1. ①又は②×消費税率
 |  |
| 画像複製 | 1. CD-R　１枚あたり
 | 1,000円（税込） |
| ファントムスキャン | 1. 初回セットアップ時及びPET機器変更時
 | 91,949円（税込） |
| PET検査中止時 | 1. プロトコルに定めるPET検査が被験者の有害事象発現等の治験規定による理由により検査当日に中止された時
 | 検査代金相当額 |

６．この覚書に定めのない事項又は、この覚書の事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定める。

上記覚書の締結を証するため、この覚書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を保有する。

     年     月     日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 甲 |       |  |
|  |       |  |
|  |        | 印 |
| 乙 | 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465番地 |  |
|  | 京都府公立大学法人　　　　　　　　 |  |
|  | 理事長院長 |  | 印 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |

上記の内容を確認しました。

     年     月     日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 治験責任医師 |       | 印 |
|  |  |  |